

社会福祉法人恵風会

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

男性職員の育児休業の取得率を10%以上とする。

< 実施時期・取組内容 >

- 令和5年4月～特定の職員に業務が集中していないか、削減できる業務はないか運営会議において検討する。
- 令和5年4月～育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付などの諸制度を施設内で行われる研修などで周知していく。
- 令和5年7月～施設への理解を深めていただくため、学校訪問を積極的に行い、新規学卒者の確保に努める。また、介護職を希望する方のため行われる就職合同説明会へ積極的に参加し、職員の採用へ結び付けていく。
- 令和6年4月～業務の削減に向けての取組を始め、業務の分担を決定する。
- 令和7年4月～男性の育児休業の取得率が低い場合には、男性の育児休業の取得に向けて積極的に周知していく。

- 令和5年4月～若年者に対するインターンシップ等の介護体験機会の提供を引き続き続けていく。